

答申第10号



鎌公審查第13号

平成9年7月7日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて

(答申)

平成6年8月2付けで諮問（諮問第6号）された鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書（平成5年3月）の一部公開決定の件について次のとおり答申します。

1 審査会の結論

鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書（平成5年3月）（以下「本件文書」という。）は、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成6年6月30日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号・4号に該当するとして、一部非公開としたのは、次に掲げる理由から、条例の解釈・運用を誤っているというものである。

ア 平成5年12月、異議申立人は、鎌倉市議会に「深沢清算事業団用地とその周辺を含めた整備計画に関する陳情」を提出し、地域住民に計画を公表し、地域住民の意見や考え方を反映できるように求めてきたが、住民には意見や考え方を言う場を与えられないうちに、一部委員により「深沢地域の新しいまちづくりの基本方向」がまとめられ、平成6年11月に市長あて提言が行われた。

イ 周辺地域住民は、農地・住宅・工場・商業施設等の混在を、鎌倉市が言うように、計画的な市街地整備が不十分とは思っておらず、地域に根ざした生活の証と感じており、鎌倉・藤沢両市が進めようとしている大規模開発は、深沢地域住民・宮前地区住民が望むまちづくりにはつながらない。

ウ 本件文書と併せて公開請求した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査A、鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査B、鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書、拠点地区土地利用計画等策定基礎調査の文書も含めた5件の文書では、より実現化に向けての調査・検討などを行ったとあるが、都市拠点総合整備事業として、深沢・村岡両地域を一体的に捉えているとなると、村岡・宮前

地区が「土地区画整理を事業手法」として住民説明がされていることから、深沢地域も「土地区画整理が具体的な事業手法」であることは明白であり、大量の一部公開拒否は将来関係権利者になり得る、調査地域内住民の知る権利を無視したものである。

エ 市長は、今後、地域の意見を聴く場づくりとしての地元協議会的組織をつくり、市民意向調査等を行いながら、計画の具体化を図るとしているが、この進め方は行政側の都合が優先しているものであり、住民のためのまちづくりであるならば、事実は事実として出し、その上で住民がどのようなまちづくりを望み、整備を考えているのかを話し合い、議論されるべきであり、その基礎資料として公開されるべきと考える。

オ 条例第6条第1項第3号該当性について

(ア) 公開することにより、神奈川県や藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあるとして非公開としたことは、お互いに相手の自治体に責任を転嫁しているか、或いは口裏を合わせて情報を出さない算段かで、これでは知る権利を保障するとした真の意味での情報公開とはいえない。

(イ) 藤沢市では当初から宮前地区整備を土地区画整理の整備手法として発表しており、新駅の設置とは表裏一体と答えている。鎌倉市でも、平成5年9月議会で「現段階では区画整理事業の手法を用いることが妥当であろう」との考え方を持っていると答えており、深沢地域住民は、この都市基盤整備が「街の構造そのものの改造であり、地区住民の生活に大きな影響を及ぼす…」ことを、まだ知らされていない。

カ 条例第6条第1項第4号該当性について

(ア) 本件文書には、「行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれている、又、個人の財産・利害に密接な情報も多く含まれており、現段階で公開すると、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがある」とのことだが、実施機関は「JR大船工場は神奈川県・藤沢市・国鉄清算事業団及び鎌倉市の4

者の調査の中では現在は調査範囲に入っているが、いわゆる対象としてはのぞかれている」と答えていた。

- (イ) 新駅と深沢清算事業団用地を中心とした整備であり、新駅から至近距離にあり多大な開発利益を得ると思われるJR大船工場はのぞかれ、三菱電機等の工場群もなぜ整備地区に入らないのか、その理由を専門家が調査・検討した基礎資料を公開してほしい。
- (ウ) 公開することによって、特定個人の利害得失を招くとするならば、それは調査報告書が公平に記されていないか、間違いが記されている場合であると考えられる。従って、公正かつ適正な事業執行を行うためには、地域住民に資料を全て公開してから、住民との協議を十分行うべきである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 深沢地域清算事業団用地周辺整備事業及びその調査目的について
ア 昭和62年の国鉄改革に伴い、深沢地域の周辺に生じた国鉄清算事業団用地並びにその周辺地域の土地利用のあり方等について、地域特性を踏まえた整備計画を策定して、鎌倉市全体の発展にふさわしい姿を見出すことを目的として調査を実施してきたものである。
イ 当該調査は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、市街地環境評価の実施及び市街地整備の基本構想の作成、実現化方策の検討等とあわせて、市街地整備の具体的な事業手法の検討を行ったものである。
- (2) 本件文書について

深沢地域清算事業団用地周辺整備事業は、平成2年度から神奈川県、国鉄清算事業団、藤沢市、鎌倉市の四者で、深沢地域の国鉄清算事業団用地の高度利用の方向や周辺地域の市街地整備のあり方等を検討し、整備計画や計画の具体化方策について、基本構想、基本計画レベルの調査を行ったものである。

また、平成4年度には、鎌倉市深沢地域、藤沢市村岡地域を一体的に

捉えた地区を湘南地区として、各国鉄清算事業団用地を中心とした開発整備の位置づけ、都市拠点施設整備のあり方等を検討するとともに、総合的な市街地整備計画の検討を行った。

本件文書は、これらの調査の一環として実施したものであり、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とする周辺地域について、基盤整備を主体とした計画的な市街地整備の実現化について検討を行ったものである。

(3) 条例第6条第1項第3号該当性について

本件文書には、新駅に関する記述があるが、この情報の一部については、藤沢市に本調査の趣旨の理解を得て、また、本市内部資料として使用するものとして取得した情報であり、公開することにより、藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあることから、条例第6条第1項第3号に該当し、非公開としたものである。

(4) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、JR大船工場の土地利用、具体的整備計画、都市構造及び商業成立性等についての記述があるが、これらの情報は、行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれており、現段階で公開すると不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書及び整備計画について

ア 本件文書は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、既往整備計画の吟味等を行い、JR大船工場の土地利用の可能性の検討や事業フレームの検討、基盤整備を主体とした計画的な市街地整備の実現化についての検討を行った調査であることが認められる。

イ 本件整備計画は、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」（第3次鎌倉市総合計画の名称）として、深沢地域の国鉄清算事業団用地及びその周辺地域を中心に、隣接する藤沢市の新駅構想も視野に入れながら、深沢地域の新しいまちづくりを推進しようとするものである。

ウ その内容は、鎌倉市のみならず藤沢市域の新駅構想も視野に入れた広域的課題でもあることから、鎌倉市、藤沢市、神奈川県、国鉄清算事業団の四者において、事業団用地の利用や周辺地域の市街地整備のあり方等について審議・検討を行い、具体化方策について調査を実施したものである。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

ア 条例第6条第1項第3号は、「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関と実施機関における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、国等との協力関係を継続的に確保する観点から、国等との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害し、市の行政運営に支障が生じないようにするため、これらの情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書には、湘南地区の現状に関する記述として、出荷額や従業者数についての情報があるが、当該情報は、鎌倉市の実施機関が本件整備計画の推進に当たり、市内部で使用することを条件に藤沢市から提供を受けたものであり、藤沢市における調査結果等についての内容であることから、これを公開することにより、藤沢市との信頼関係を著しく害するおそれがあるものと認められる。

以上のような理由から、別表1に掲げる部分は条例第6条第1項第3号に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議、検討、調査研究等が自由率直な意見

交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保する観点から、行政として最終的な意思決定までの段階にある情報で、公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのある情報等については、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、特定の道路公園等の位置・道路の幅員等が明確になる部分、開発整備の実施に当たって特定の土地の権利に直接係わる部分、具体的な整備方針・今後の検討課題等に係わる部分、道路等の具体的な位置・面積等が明確になる図、調査地区が明確になる図、整備プログラム・事業スケジュールに係わる部分については、本件整備計画の推進に当たり、市内部における意思形成過程での審議、検討等に関する資料としての性格を有するものと認められることから、これらを公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、本件整備計画に係る審議、検討等に著しい支障が生じるおそれがあるものと考える。

しかし、実施機関が非公開とした部分には、非公開の処分時点から現時点までの時間的経過もあり、深沢地域まちづくり会議や広報臨時号等を通じて市民に公表された情報のほか、一般的な例示や参考とした図表など、公開したとしても市民に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるとは言えない情報も多く見受けられる。したがって、これらの情報は公開すべきものと考える。

以上のような理由から、別表2に掲げる部分は条例第6条第1項第4号に該当し非公開が妥当であるが、その余の部分は公開が妥当と判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 表 鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書

1 条例第6条第1項第3号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
2	右側5行目14文字目から17文字目、同行24文字目から25文字目、同6行目7文字目から8文字目、同7行目4文字目から5文字目、同行12文字目から13文字目、同8行目7文字目から8文字目まで

2 条例第6条第1項第4号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
2	左側3行目31文字目
4	表上段右側「配置計画」欄記載部分
5	表上段の「整備課題」、「土地利用計画」、「方針」、「配置計画」の表現を除き全部
6	表上段「整備課題」欄8行目から9行目、中央「方針」欄17行目から21行目、同23行目7文字目、同「配置計画」欄16行目以下全部
7	表上段「方針」欄記載部分全部、下段の表中「面積」及び「比率」欄記載の数値
8	全部
9	左側4行目11文字目、同5行目11文字目、同6行目11文字目、同7行目11文字目、同9行目14文字目、同10行目11文字目、同11行目12文字目、同12行目11文字目、同13行目11文字目、同15行目11文字目から23文字目、同16行目13文字目から25文字目、同18行目29文字目以下全部、右側「図II-2」(図の題名は除く。以下同じ。)
10	左側「表II-I」の「面積」、「算定根拠」、「将来人口」欄記載の内容(但し、「将来人口」欄最下段の数値は除く。)、同「表II-2」の「人口密度」欄記載の数値
11	左側6行目26文字目、同7行目26文字目、同10行目19文字目、同「表II-3」の右側「将来」欄の「従業者数」、「就業者数」、「従／就」欄記載の内容
12	下段の「注」欄記載部分(但し、「・上段数字：事務所数 下段数字：従業者数」は除く。)

頁	該 当 行 等
13	24行目2文字目から7文字目、同行23文字目から30文字目、27行目2文字目から8文字目まで
14	「表II-6」の「土地利用計画」欄の13行目、同表「面積」、「容積率」、「延べ床面積」、「原単位」、「従業者数」欄記載の内容、左側「表II-6」の表下1行目の20文字目、同2行目6文字目、右側6行目以下全部
15	「表II-7」中段の「予想就業率C」欄及び右側「就業者数」欄記載の内容、「表II-7」の表下2行目全部
16	左側1行目を除き全部
17~18	全部
19	左側1行目を除き全部
20~21	全部
22	左側6行目10文字目から9行目まで、同11行目から13行目、同17行目1文字目、右側全部
23	左側5行目26文字目から7行目まで、同11行目21文字目から17行目まで、同19行目以下全部
24	左側15行目23文字目から16行目4文字目まで、同21行目から25行目12文字目まで
28	「図III-6」のうち左上段の図（注の表現含む。）
29	左側1行目を除き全部
30~36	全部
37	左側2行目から3行目8文字目まで
40	左側1行目を除き全部
41	表中段の「②業務・研究開発系」欄29行目16文字目から19文字目、同42行目12文字目、同43行目12文字目、同44行目14文字目、表右上段の「③商業系」欄18行目8文字目

頁	該 当 行 等
42	表中段「④文化系」欄19行目40文字目から20行目8文字目、同22行目22文字目から37文字目まで、同28行目14文字目、同29行目11文字目、同30行目10文字目、同31行目8文字目、同32行目12文字目、同33行目8文字目、表上段右側「⑤スポーツ系」欄16行目9文字目、同17行目13文字目、同18行目13文字目まで
43	表上段左側「⑥観光・レジャー系」欄9行目3文字目から11文字目、同14行目から17行目、同22行目11文字目、同23行目15文字目、同24行目11文字目、表上段中央「⑦交流系」欄18行目9文字目、表上段右側「⑧宿泊系」欄18行目6文字目から9文字目まで
44	表上段左側「⑨住宅系」欄13行目から14行目11文字目、表上段中央「⑩地域サービス系（医療・福祉・教育等）」欄20行目13文字目、同21行目6文字目
45～48	全部
48-2	全部
49	左側1行目を除き全部
50～53	全部
55	全部
56	左側1行目を除き全部
57	全部
58	1行目から9行目、17行目以下全部
59	全部
60	左側1行目から2行目を除き全部
61	全部
62	左側1行目を除き全部
63	全部
64	6行目から8行目、9行目14文字目から24文字目、12行目から14行目まで
65	左側1行目から2行目を除き全部
66～70	全部

頁	該 当 行 等
71	左側2行目4文字目、同18行目、右側3行目、同7行目から10行目、同12行目11文字目、同13行目14文字目、同14行目10文字目、同15行目10文字目、同16行目17文字目、同17行目10文字目、同18行目14文字目、同19行目14文字目まで
72	左側1行目から5行目を除き全部
73~82	全部
93	全部
105	右側「図VI-11」(下段の注意書を含む)
107	左側「図VI-13」
117	右側4行目21文字目から27文字目、同22行目8文字目、同23行目7文字目 同24行目2文字目、同25行目2文字目まで
120	上段の表中「潜在購買力」欄の数値、同「事業所従業者」欄の「計」欄の数値、下段の表最右側「J」欄の数値
121	右側「表VI-28」の「潜在購買力」欄の数値、同「将来販売額」欄の数値、同「売場面積」欄の数値
122	左側11行目10文字目、同12行目2文字目、同17行目10文字目、同18行目8文字目、同19行目8文字目、右側4行目10文字目、同5行目9文字目、同6行目10文字目、同7行目以下全部
123	左側2行目8文字目から17文字目、同「表VI-29」の「性格」欄2行目から5行目、同「商業への影響」欄2行目から5行目、右側「表VI-30」の「概要」欄5行目から6行目、同15行目から16行目まで
141	左側19行目5文字目から20行目18文字目、同23行目1文字目から15文字目、同28行目1文字目から9文字目、同行18文字目から29文字目、同29行目19文字目から23文字目まで
143	18行目7文字目から14文字目まで
144	「表VII-1」の「地積」及び「比率」欄の数値、「表VII-2」の「面積」及び「比率」欄の数値、同表の「土地利用」欄17行目
145	全部

頁	該 当 行 等
146	「表VII-3」の「面積」、「算定根拠」、「将来人口」欄記載部分、右側4行目から7行目、同9行目から12行目、同14行目以下全部
147	左側1行目を除き全部
148 ～ 158	全部
159	左側1行目から2行目を除き全部
160 ～ 174	全部
175	1行目を除き全部
176	全部
177	左側3行目以下全部、右側7行目16文字目から26文字目、同10行目24文字目から33文字目、同17行目14文字目から24文字目、22行目から24行目まで
178	4行目から5行目、6行目3文字目から10行目、14行目13文字目から16行目まで

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 図表が記載されたページについては、様々な記載方法が見られたため、範囲を特定する部分の表現は、当該ページごとに適宜行った。なお、行数は、範囲を特定する表現部分を1行目として、文字が記載された行を上から数えた。（図表の題名は含むが図表そのものは含まない。）

備考3 文字数は、範囲を特定した場合も、その範囲内の行の記載のある文字について左から数えた。

備考4 句読点、「○」、「・」、「：」、「※」、「-」、「（」、「）」、「m」、「h a」等の標記は一文字とし、数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。

審査会の処理経過

開催年月日	処理経過
6. 8. 2	諮問(諮問第2~6号)
8. 4	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 25.	一部公開拒否理由説明書を受理
8. 26	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
12. 22	意見書を受理し、実施機関へ写しを送付
12. 26	意見書の写しを実施機関へ送付
7. 1. 24	・審議(第7回審査会) 第2号~6号
2. 21	・審議(第8回審査会) 第2号~6号
3. 22	・異議申立人から意見聴取(第9回審査会) 第2号~6号
4. 28	・実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取 (第10回審査会) 第2号~6号
5. 24	・審議(第11回審査会) 第2号~6号
6. 26	・審議(第12回審査会) 第2号~6号
7. 26	・審議(第13回審査会) 第2号~6号
8. 7. 2	・審議(第25回審査会) 第2号~6号
7. 19	・審議(第26回審査会) 第2号~6号
8. 2	・審議(第27回審査会) 第2号~6号
9. 9	・審議(第28回審査会) 第2号~6号
10. 9	・審議(第29回審査会) 第2号~6号
11. 7	・審議(第30回審査会) 第2号~6号
11. 20	・審議(第31回審査会) 第2号~6号
12. 20	・審議(第32回審査会) 第2号~6号
12. 25	・審議(第33回審査会) 第2号~6号
9. 1. 20	・審議(第34回審査会) 第2号~6号
2. 17	・審議(第35回審査会) 第2号~6号
3. 12	・審議(第36回審査会) 第2号~6号
4. 18	・審議(第37回審査会) 第2号~6号
5. 14	・審議(第38回審査会) 第2号~6号
6. 20	・審議(第39回審査会) 第2号~6号
7. 7	答申